

今住第324号  
令和8年2月10日

今帰仁村一般廃棄物収集運搬業許可業者 御中

今帰仁村役場 住民課長  
( 公 印 省 略 )

### 今帰仁村一般廃棄物収集運搬業許可更新のご案内について

本村における環境行政の推進につきましては、日頃より厚くご協力を賜り感謝申し上げます。

みだしの件につきまして、本村の一般廃棄物収集運搬業許可（し尿、浄化槽汚泥含む）の期間が令和8年3月末で期限切れとなる事業者におかれましては、別添資料をご参考に下記期日までに更新の手続きをして頂くよう宜しくお願い申し上げます。

#### 記

##### 1.送付内容

- ・本紙（今帰仁村一般廃棄物収集運搬業許可更新のご案内について）
- ・別添資料1 一般廃棄物収集運搬業許可（し尿浄化槽汚泥含む）申請の手引き
- ・別添資料2 一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請添付書類一覧
- ・様式第5号一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請書2部（1部予備）
- ・誓約書2部（1部予備）
- ・提出書類チェックシート

##### 2.更新申請期日

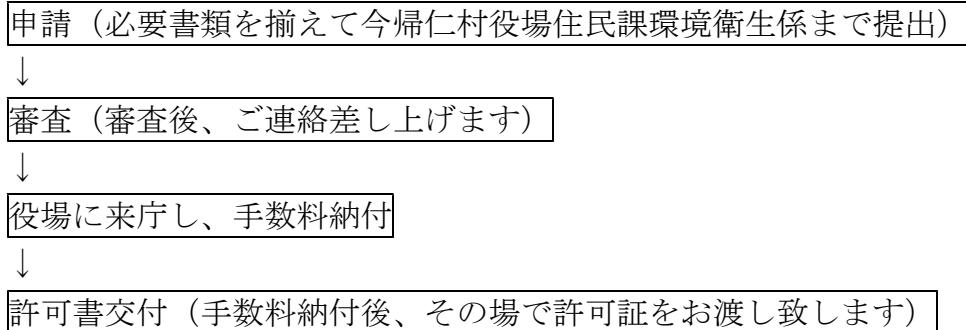
令和8年3月16日（月）※期日厳守

お問い合わせ、提出先  
今帰仁村役場 住民課  
環境衛生係 幸地真樹子  
TEL 0980-56-2102  
E-mail: kankyou01@vill.nakijin.lg.jp

## 別添資料 1

### 一般廃棄物収集運搬業許可（し尿浄化槽汚泥含む）申請の手引き

#### 1.申請から許可までの流れ



#### 2.申請する際の必要書類

- ・ 一般廃棄物収集運搬業許可（更新）申請証 様式第5号（第9条関係）
- ・ 添付書類として

- 1.事務所及び事業場の付近見取り図
- 2.事業計画の概要を記載した書類（処理料金の記載を含む）
- 3.事業の用に供する施設の図面（平面図等）
- 4.車庫の見取り図
- 5.車両の登録書類の写し及び写真（ナンバーが確認できるもの）
- 6.車両を運転する者の免許証の写し
- 7.申請者が当該施設の所有権を有することを証する書類
- 8.申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿謄本、個人である場合は住民票
- 9.申請者（法人である場合には、その役員）の履歴書
- 10.申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- 11.完納証明書
- 12.従業員名簿
- 13.更新の場合は、前許可証の写し
- 14.その他村長が必要と認める書類

1から14までについての詳細は別添資料②をご参考にして下さい。提出する際は、申請書を一番上にし、1～14の添付書類は番号順に並べて、提出するようお願い致します。

裏にもあります

### 3.手数料について

区分	手数料
一般廃棄物の収集運搬業及び処理業の許可手数料	2,000円
一般廃棄物の収集運搬業及び処理業の変更許可手数料	2,000円
一般廃棄物の収集運搬業及び処理業の更新許可手数料	1,000円
浄化槽清掃業の許可手数料	2,000円
浄化槽清掃業の変更許可手数料	2,000円
浄化槽清掃業の更新許可手数料	1,000円
許可証の再交付手数料	1,000円

### 4.更新申請受付期間

令和8年3月16日（月）まで（期限厳守でお願い致します）

### 5.注意事項

- (1) 許可の期間につきましては、二年間となります。
- (2) 新規申請の取り扱いについて、現状として皆様のご協力の下、安定した一般廃棄物の収集運搬が維持できています。よって、村外の事業者及び村外の個人による一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の新規許可申請は受付致しません。ただし、村外であっても更新許可申請については受付及び許可致します。一度許可が切れて新規申請となりますと、村外の事業者及び村外の個人による新規許可申請は受付出来ませんので、期間内に更新されるようお願い致します。
- (3) 無許可での一般廃棄物の収集運搬及び浄化槽清掃は廃棄物処理法違反及び浄化槽法違反に当たります。必ず許可を受けて事業を開始して下さい。